長井市まちづくり基本条例に基づく各制度の令和4年度実施状況

1. 意見公募

(条例第11条)

市は、まちづくりの基本的な方針その他の重要な事項を定める計画及び条例の立案に当たっては、その案の内容その他必要な情報を公表し、市民の意見を求めるとともに、その意見に対する市の考え方を公表しなければならない。

| R4年度対象計画·条例等数 | 意見公 | 募実施の有無 | 計画等案の公表方法 | 意見・市の考え方の公表方法 |
|---------------|-----|--------|-----------|---------------|
| 3 | 公募有 | 3 | 市ホームページ | - |
| | 公募無 | 0 | - | 1 |

(条例第12条第1項)

市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に基づく附属機関その他のまちづくりに関する合議制の諮問機関(以下「附属機関等」という。)の委員を任命する場合には、付属機関等の設置の目的等に応じ当該委員を公募し、これに応じた者からも任命するよう努めなければならない。

| R4年度改選期審議会等数 | 公募対象の別 | | 内訳 委員公募の実施 | | 備考·公募方法 | | |
|--------------|--------|---|---------------|---|------------|--|--|
| 11 | 対象 | 4 | 0 | 4 | 市報、市ホームページ | | |
| | | | × | 0 | - | | |
| | | | ı | 0 | ı | | |
| | 対象外 | 7 | ı | 1 | 1 | | |

3. 審議会等の公開

(条例第12条第2項)

市は、附属機関等の会議を原則として公開しなければならない。

(長井市審議会等の公開に関する要綱第3)

審議会等の会議は、法令等の規定により公開できないとされているときを除き、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないこととすることができる。

(1)長井市情報公開条例(平成10年条例第1号)第6条各号(不開示情報)に規定する情報に該当する事項について審議等を 行うとき。

(2)会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと予想されるとき。

(長井市審議会等の公開に関する要綱第7)

1 審議会等は、公開した会議の結果について、その要旨を市のホームページに掲載するほか、適当な方法により閲覧に供するものとする。

2 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、長井市情報公開条例第6条各号に規定する情報に該当するものを除き、当該会議の要旨を1に準じて閲覧に供するように努めるものとする。

| R4年度開催審議会数 | | | | | | | |
|------------|-------------|----|---------|---------|---|---------|------------|
| | 公開対象の別 | | 内訳 | | | 備考 | |
| | | | 会議公開の実施 | 結果公表の実施 | | 開催周知方法 | 結果公表方法 |
| 29 | 対象 | | 0 | 0 | 9 | 市ホームページ | 市ホームページ |
| | | 21 | 0 | × | 0 | _ | _ |
| | | | × | 0 | 4 | _ | 市ホームページ・配布 |
| | | | × | × | 8 | _ | 1 |
| | 対 象 外 | 8 | 1 | 0 | 0 | _ | ı |
| | | | - | × | 1 | _ | |
| | | | - | _ | 7 | _ | _ |

4. 政策形成過程における情報公開(条例第10条)

(条例第10条)

市は、市民とまちづくりに関する情報の共有を図るため、公文書の開示を適切に行うとともに、政策の形成過程にあるものを含めたまちづくりに関する情報の積極的な提供に努めなければならない。

| _ 日のためのライグに関する情報の情報を応じ方のなければあるが。 | | | | | | |
|----------------------------------|---|---------|------------------|--|--|--|
| R4年度対象数 | | 結果公表の有無 | 備考 | | | |
| 1 | 有 | 1 | 長井市小中学校将来構想検討委員会 | | | |
| | 無 | 0 | | | | |